

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ギフトスマイル
主たる事務所の所在地	〒502-0843 岐阜市早田東町9丁目6番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 小嶋 輝久
設立年月日	2022年11月10日
電話番号	058-297-7035

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションギフトスマイル	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒502-0843 岐阜市早田東町9丁目6番地	
電話番号	058-297-7035	
指定年月日・事業所番号	2023年4月9日	2160191397
管理者の氏名	北浦 友香	
通常の事業の実施地域	岐阜市・各務原市・羽島郡	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、健康保険法、介護保険法、その他関係法令及びこの契約書に従い、主治医より訪問看護が必要と認められた利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において、日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、心身の機能の維持回復を目指すよう、適正な訪問看護サービス等を提供することを目的とする。
運営の方針	ステーションは、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図りながら、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努め、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

4. 提供するサービスの内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

- ①病状・心身の状態観察 ②清拭・洗髪等による生活保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話 ④褥瘡予防・処置 ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他の医師の指示による医療的処置 等

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時30分まで

(注)年末年始、お盆、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護活動を行っています。

○緊急時訪問看護加算 下記※をご確認の上、 利用する 利用しない

※緊急時訪問は当日の訪問担当者の居住地域や連絡を受けた状況、交通渋滞等の影響により、ご自宅到着までに30分～1時間程かかる場合がございます。可能な限り早く訪問できるように尽力いたします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3人	理学療法士	常勤 2人
	非常勤 2人	作業療法士	非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 北浦 友香
----------	-------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は事項のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用料の1割～3割の額です。

(1) 利用料金について

利用料金は「介護保険訪問看護」、「医療保険訪問看護」、「精神科訪問看護」で異なります。

介護保険訪問看護

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

<看護師が行う指定訪問看護> １単位：10.42 円

基本料金(訪問看護)		報酬単位	料金	利用者負担金		
				１割 負担	２割 負担	３割 負担
訪問看護Ⅰ１	20分未満	314単位	3,271円	327円	654円	981円
訪問看護Ⅰ２	30分未満	471単位	4,907円	490円	981円	1,472円
訪問看護Ⅰ３	30分以上 60分未満	823単位	8,575円	857円	1,715円	2,572円
訪問看護Ⅰ４	60分以上 90分未満	1,128単位	11,753円	1,175円	2,350円	3,525円

<看護師が行う介護予防訪問看護>

基本料金(介護予防訪問看護)		報酬単位	料金	利用者負担金		
				１割 負担	２割 負担	３割 負担
訪問看護Ⅰ１	20分未満	303単位	3,157円	315円	631円	947円
訪問看護Ⅰ２	30分未満	451単位	4,699円	469円	939円	1,409円
訪問看護Ⅰ３	30分以上 60分未満	794単位	8,273円	827円	1,654円	2,481円
訪問看護Ⅰ４	60分以上 90分未満	1,090単位	11,357円	1,135円	2,271円	3,407円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は週 6 回を限度とします。

基本料金(訪問看護)		報酬単位	料金	利用者負担金		
				1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
訪問看護 I 5	20 分以上(1 回分)	294 単位	3,063 円	306 円	612 円	918 円
	40 分以上(2 回分)	588 単位	6,126 円	612 円	1,225 円	1,837 円
	60 分以上(3 回分)	793 単位	8,263 円	826 円	1,652 円	2,478 円

※1 日に 3 回以上の場合、所定単位数の 100 分の 90

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う介護予防訪問看護>

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は週 6 回を限度とします。

基本料金(介護予防訪問看護)			報酬単位	料金	利用者負担金		
					1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
訪問 看護 I 5	20 分以 (1 回分)	1 年以内	284 単位	2,959 円	295 円	591 円	887 円
		1 年超	279 単位	2,907 円	290 円	581 円	872 円
	40 分以上(2 回分)	1 年以内	568 単位	5,918 円	591 円	1,183 円	1,775 円
		1 年超	558 単位	5,814 円	581 円	1,162 円	1,744 円

①上記金額には、交通費も含まれます。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

<加算について>

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		報酬単位	料金	利用者負担金		
	加算の要件			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）	病院や施設から退院・退所当日に利用者に新規の利用者にサービス提供した場合(1月につき)	350 単位	3,647 円	364 円	729 円	1094 円
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者にサービス提供した場合(1月につき)	300 単位	3,126 円	312 円	625 円	937 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回 (特別な管理を必要とする者の場合 2 回) に限り)	600 単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 注) 1	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合（1月につき）	600 単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500 単位	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	250 単位	2,605 円	260 円	521 円	781 円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	前記「基本料金表」の報酬単位の 25%	前記「基本料金表」の料金の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	前記「基本料金表」の報酬単位の 50%	前記「基本料金表」の報酬単位の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

複数名 訪問加算 I	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	254 単位	2,646 円	264 円	529 円	793 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	402 単位	4,188 円	418 円	837 円	1,256 円
複数名 訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	201 単位	2,094 円	209 円	418 円	628 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	317 単位	3,303 円	330 円	660 円	990 円
長時間 訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	300 単位	3,126 円	312 円	625 円	937 円
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2,500 単位	26,050 円	2605 円	5,210 円	7,815 円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1 月に 1 回に限り）	250 単位	2,605 円	260 円	521 円	781 円
看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合（1 月につき）	550 単位	5,731 円	573 円	1,146 円	1,719 円
看護体制強化加算 II	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	200 単位	2,084 円	208 円	416 円	625 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1 回につき）	6 単位	62 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1 月につき）	3 単位	31 円	3 円	6 円	9 円

専門管理 加算	一定の専門研修を修了した看護師が、緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・膀胱管理といった医療ケアに係る計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250 単位	2,605 円	260 円	521 円	781 円
口腔連携 強化加算	口腔状態を定期的に確認し、その結果を歯科医療機関や介護支援専門員に情報提供した場合（1月に1回に限り）	50 単位	521 円	52 円	104 円	156 円

<減算について>

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
事業所と 同一建物に 居住する 利用者等への サービス提供 減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分 の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分 の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

医療保険訪問看護

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用料の1割～3割の額です。

<訪問看護基本療養費>

※訪問看護は週3回を限度とし、厚生労働大臣が定める疾病等(別表7)と特別管理加算(別表8)の対象者、特別訪問看護指示書の指示期間では週4日以上算定となります。

	訪問看護実施者の職種		訪問看護療養費の額	
訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師、助産師または看護師		週 3 日目まで 5,550 円/日	
			週 4 日目以降 6,550 円/日	
	准看護師		週 3 日目まで 5,050 円/日	
			週 4 日目以降 6,050 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		一律 5,550 円/日	
	緩和・褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護ステーションや保険医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護サービスを提供した場合		12,850 円/月	
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者への訪問）	保健師、 助産師 または 看護師	同一日に 2 人まで	週 3 日目まで 5,550 円/日	週 4 日目以降 6,550 円/日
		同一日に 3 人以上	週 3 日目まで 2,780 円/日	週 4 日目以降 3,280 円/日
	准看護師	同一日に 2 人まで	週 3 日目まで 5,050 円/日	週 4 日目以降 6,050 円/日
		同一日に 3 人以上	週 3 日目まで 2,530 円/日	週 4 日目以降 3,030 円/日
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士の場合	同一日に 2 人まで	一律 5,550 円/日	
		同一日に 3 人以上	一律 2,780 円/日	
	緩和・褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護ステーションや保険医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護サービスを提供した場合		12,850 円/月	

訪問看護 基本療養費Ⅲ (入院中の外泊)	看護師等、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し指定訪問看護を行った場合)	8,500 円/日
----------------------------	---	-----------

※必要に応じ、所定額に加算される料金>

緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円/日 月 15 日目以降 2,000 円/日		
深夜訪問看護加算 深夜(午後 10 時～午前 6 時)	4,200 円/日		
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(午後 6 時～午後 10 時) 早朝(午前 6 時～午後 8 時)	2,100 円/日		
長時間訪問看護加算 (1 回 90 分を超える場合)	5,200 円/週 1 回		
難病等複数回訪問看護 (厚労省大臣が定める疾病等 または特別訪問看護指示書の 交付を受けている場合)	1 日 2 回の訪問	同一建物 2 人以下	4,500 円/日
		同一建物 3 人以上	4,000 円/日
	1 日 3 回の訪問	同一建物 2 人以下	8,000 円/日
		同一建物 3 人以上	7,200 円/日
複数名訪問看護加算	看護師等と 同時に訪問看護 を行った場合	同一建物 2 人以下	4,500 円/週 1 回
		同一建物 3 人以上	4,000 円/週 1 回
	准看護師と 同時に訪問看護 を行った場合	同一建物 2 人以下	3,800 円/週 1 回
		同一建物 3 人以上	3,400 円/週 1 回
	看護補助者と 同時に訪問看護 を行った場合 (別に厚生労働 大臣が定める場 合を除く)	同一建物 2 人以下	3,000 円/日 週 3 回まで
		同一建物 3 人以上	2,700 円/日 週 3 回まで

	看護補助者と同時に訪問看護を行った場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1日に1回の訪問 同一建物2人以下	3,000 円/1 日
		1日に1回の訪問 同一建物3人以上	2,700 円/1 日
		1日に2回の訪問 同一建物2人以下	6,000 円/1 日
		1日に2回の訪問 同一建物3人以上	5,400 円/1 日
		1日に3回以上 同一建物2人以下	10,000 円/1 日
		1日に3回以上 同一建物3人以上	9,700 円/1 日
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	1,500 円/日	

<訪問看護管理療養費>

訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	7,670 円/日	
訪問看護管理療養費 1(月の2日目以降の訪問)	3,000 円/日	※月により算定が変更 する可能性があります
訪問看護管理療養費 2(月の2日目以降の訪問)	2,500 円/日	

※必要に応じ、所定額に加算される利用料

看護・介護職員連携強化加算 (介護職員に吸引等の必要な支援を行った場合)	2,500 円/月
在宅患者連携指導加算 (訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関・薬局と情報共有し、療養上必要な指導を行う)	3,000 円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (在宅療養利用者の急変時や方針変更時に在宅医療医師の求めによりカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行う)	2,000 円/回
退院支援指導加算 (訪問看護ステーション等が、保険機関から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行う)	6,000 円/回 ※長時間訪問看護加算算定可能者に、90分を超えた指導を行った場合 8,400 円/月
退院時共同指導加算 (病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行う)	8,000 円/月 ※別表8の対象者は 10,000 円/月

特別管理加算Ⅰ(後述参照)	5,000 円/月
特別管理加算Ⅱ(後述参照)	2,500 円/月
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う際に算定)	2,000 円/回
24 時間対応体制加算	6,800 円/月

<ベースアップ評価料>

ベースアップ評価料Ⅰ	780 円/月	
ベースアップ評価料Ⅱ	10 円～500 円 /月	※2024 年 6 月 1 日現在、 算定しておりませんが、 今後算定される可能性があります。

<訪問看護情報提供療養費>

訪問看護情報提供療養費 1 (厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7・8)の利用者のうち、 当該市町村等から求めに応じて情報を提供した場合)	1,500 円/月
訪問看護情報提供療養費 2 (厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7・8)の利用者のうち、 学校等に通園、通学するにあたって、学校等からの求めに応じて情報を提供した場合)	1,500 円/年度
訪問看護情報提供療養費 3 (在宅から保険医療機関、介護老人保健施設又は介護療養院 などの入院・入所する利用者について情報を提供した場合)	1,500 円/月

<訪問看護ターミナルケア療養費>

訪問看護ターミナルケア療養費 1 (在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなった場合)	25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ (在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなった場合に看取り 介護加算等を算定していた利用者の場合)	10,000 円

<保険適応外料金>

エンゼルケア(死後の処理)	20,000 円
---------------	----------

厚生労働大臣が定める疾病等「別表第 7」

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

厚生労働大臣が定める者「別表第 8」

特別管理加算 Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態(計画的な管理が必要なドレーンチューブを含む)

特別管理加算 Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態

① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度

② DESIGN-R[®] 分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4 または D5

- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

精神科訪問看護

訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費＝基本利用料となり、基本利用料の１～３割が自己負担額となります。また、場合により加算額等が必要となることがあります。

<精神科訪問看護基本療養費>

	訪問看護実施者の職種		訪問看護療養費の額		
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師、看護師、 作業療法士	週３日まで	30分以上 5,550 円/日 30分未満 4,250 円/日		
		週４日以降	30分以上 6,550 円/日 30分未満 5,100 円/日		
	准看護師	週３日まで	30分以上 5,050 円/日 30分未満 3,870 円/日		
		週４日以降	30分以上 6,050 円/日 30分未満 4,720 円/日		
	※週３回を限度とし、厚生労働大臣が定める疾病等(別表７)の利用者の場合は、日数に制限なし。主治医が必要と認めた場合は月１回１４日間に限り毎日可能。				
訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物居住者への訪問)	保健師、看護師、 作業療法士	同一日に ２人まで	週３日まで	30分以上 5,550 円/日 30分未満 4,250 円/日	
		同一日に ２人まで	週４日以降	30分以上 6,550 円/日 30分未満 5,100 円/日	
	准看護師	同一日に ２人まで	週３日まで	30分以上 5,050 円/日 30分未満 3,870 円/日	
		同一日に ２人まで	週４日以降	30分以上 6,050 円/日 30分未満 4,720 円/日	
	保健師、看護師、 作業療法士	同一日に ３人以上	週３日まで	30分以上 2,780 円/日 30分未満 2,130 円/日	
		同一日に ３人以上	週４日以降	30分以上 3,280 円/日 30分未満 2,550 円/日	
	准看護師	同一日に ３人以上	週３日まで	30分以上 2,530 円/日 30分未満 1,940 円/日	
		同一日に ３人以上	週４日以降	30分以上 3,030 円/日 30分未満 2,360 円/日	
	※週３回を限度とし、厚生労働大臣が定める疾病等(別表７)の利用者の場合は、日数に制限なし。主治医が必要と認めた場合は月１回１４日間に限り毎日可能。				

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中の外泊)	看護師等、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (厚生労働大臣が定める疾病等(別表7・8)の利用者、または入院中に在宅療養に備えて一時的な外泊にあたり、訪問看護が必要と認められた場合)	8,500 円/日
---------------------------	--	-----------

※必要に応じ、所定額に加算される料金>

緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円/日 月 15 日目以降 2,000 円/日		
深夜訪問看護加算 深夜(午後 10 時～午前 6 時)	4,200 円/日		
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(午後 6 時～午後 10 時) 早朝(午前 6 時～午後 8 時)	2,100 円/日		
長時間訪問看護加算 (1 回 90 分を超える場合)	5,200 円/週 1 回		
精神科複数回訪問看護	1 日 2 回の訪問	同一建物 2 人以下	4,500 円/日
		同一建物 3 人以上	4,000 円/日
	1 日 3 回以上の訪問	同一建物 2 人以下	8,000 円/日
		同一建物 3 人以上	7,200 円/日

精神科複数名訪問看護加算	看護師等と 同時に 訪問看護を 行った場合	1日に 1回訪問	同一建物2人以下	4,500円/1日
			同一建物3人以上	4,000円/1日
		1日に 2回訪問	同一建物2人以下	9,000円/1日
			同一建物3人以上	8,100円/1日
		1日に 3回訪問	同一建物2人以下	14,500円/1日
			同一建物3人以上	13,800円/1日
	准看護師と 同時に 訪問看護を 行った場合	1日に 1回訪問	同一建物2人以下	3,800円/1日
			同一建物3人以上	3,400円/1日
		1日に 2回訪問	同一建物2人以下	7,000円/1日
			同一建物3人以上	6,800円/1日
		1日に 3回訪問	同一建物2人以下	12,400円/1日
			同一建物3人以上	11,200円/1日
看護補助者、精神保健師と同時に訪問看護を行った場合※週1回が限度	同一建物2人以下		3,000円/1日	
	同一建物3人以上		2,700円/1日	

<訪問看護管理療養費>

訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	7,670円/日	
訪問看護管理療養費 1(月の2日目以降の訪問)	3,000円/日	※月により算定が変更 する可能性があります
訪問看護管理療養費 2(月の2日目以降の訪問)	2,500円/日	

※必要に応じ、所定額に加算される利用料

看護・介護職員連携強化加算 (介護職員に吸引等の必要な支援を行った場合)	2,500円/月
在宅患者連携指導加算 (訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関・薬局と情報共有し、療養上必要な指導を行う)	3,000円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (在宅療養利用者の急変時や方針変更時に在宅医療医師の求めによりカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行う)	2,000円/回

退院支援指導加算 (訪問看護ステーション等が、保険機関から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行う)	6,000 円/回 ※長時間訪問看護加算算定可能者に、90 分を超えた指導を行った場合 8,400 円/月
退院時共同指導加算 (病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行う)	8,000 円/月 ※別表 8 の対象者は 10,000 円/月
特別管理加算 I (後述参照)	5,000 円/月
特別管理加算 II (後述参照)	2,500 円/月
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う際に算定)	2,000 円/回
精神科重症患者支援管理連携加算	「イ」算定 8,400 円/月 「ロ」算定 5,800 円/月
24 時間対応体制加算	6,800 円/月

<ベースアップ評価料>

ベースアップ評価料 I	780 円/月	
ベースアップ評価料 II	10 円～500 円/月	※2024 年 6 月 1 日現在、算定しておりませんが、今後算定される可能性があります。

<訪問看護情報提供療養費>

訪問看護情報提供療養費 1 (厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7・8)の利用者のうち、当該市町村等から求めに応じて情報を提供した場合)	1,500 円/月
訪問看護情報提供療養費 2 (厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7・8)の利用者のうち、学校等に通園、通学するにあたって、学校等からの求めに応じて情報を提供した場合)	1,500 円/年度
訪問看護情報提供療養費 3 (在宅から保険医療機関、介護老人保健施設又は介護療養院などの入院・入所する利用者について情報を提供した場合)	1,500 円/月

<訪問看護ターミナルケア療養費>

訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ (在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなった場合)	25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ (在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなった場合に看取り介護加算等を算定していた利用者の場合)	10,000 円

<保険適応外料金>

エンゼルケア(死後の処理)	20,000 円
---------------	----------

厚生労働大臣が定める疾病等「別表第7」

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

厚生労働大臣が定める者「別表第8」

特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態(計画的な管理が必要なドレーンチューブを含む)

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態

- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
 - ・真皮を超える褥瘡の状態
- ① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度
- ② DESIGN-R[®] 分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4 または D5
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 70%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（3）物品・材料費等について

日常生活上または訪問看護上、必要な物品や材料等は、ご利用者様にてご準備をお願いいたします。準備等が出来ない等の理由から当事業者の物品・材料を使用する場合は、別途、実費請求させていただきます。

（4）支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）、その他の費用は、

1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	(ア) 事業者指定口座への振込 (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い
支払の確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)	

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：058-297-7035 受付時間：平日 9 時から 17 時 30 分 面接場所：当事業所の相談室
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	岐阜市市役所 介護保険課	〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1 電話番号 058-265-4141
	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号 058-275-9826

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。
- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。